

東京都板橋区ペット火葬場等の設置等に関する条例施行規則

平成 15 年 3 月 28 日

東京都板橋区規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区ペット火葬場等の設置等に関する条例(平成 15 年板橋区条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(変更)

第 3 条 条例第 2 条第 3 号ただし書に規定する変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ペット火葬場等の施設又は設備の縮小
- (2) ペット火葬場等の施設又は設備の保守に必要な改修
- (3) 事務室の面積又は位置の変更
- (4) その他ペット火葬場等の機能に直接かかわらない施設又は設備の変更

(事前協議)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による協議は、別記第 1 号様式の協議書により行うものとする。
2 前項の協議書は、第 6 条の規定による標識を設置しようとする日の 30 日前までに区長に提出するものとする。

(標識の様式)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項に規定する標識(以下「標識」という。)の様式は、別記第 2 号様式による。

(標識の設置位置)

第 6 条 標識の設置位置は、ペット火葬場等の敷地が道路に接する部分(当該敷地が 2 以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分)の地面から標識の下端までの高さがおおむね 1 メートルとなる位置とする。

(標識の設置期間等)

第 7 条 標識の設置期間は、ペット火葬場等の設置等に係る建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の法令に基づく手続を行おうとする日(2 以上の手続を行う場合は、最初の手続を行おうとする日)又は工事の着手予定日のいずれか早い日の少なくとも 90 日前から工事が完了した日までの間とする。

2 区長は、条例第7条第1項又は第2項の規定による説明及び条例第8条第1項の規定による協議の状況により、ペット火葬場等の設置等に支障がないと認めるときは、前項の規定による標識の設置期間を短縮することができる。

(標識の維持管理)

第8条 申請者又は許可者は、標識の記載事項がその設置期間中不鮮明とならないように、これを維持管理しなければならない。

(標識の記載事項の変更)

第9条 申請者又は許可者は、標識の記載事項を変更したときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正し、かつ、その旨を区長に届け出なければならない。

(標識の設置又は変更届)

第10条 条例第6条第2項又は前条の規定による届出は、標識を設置した日又は標識の記載事項を訂正した日からそれぞれ7日以内に、別記第3号様式の届出書を区長に提出して行わなければならない。

(説明の方法等)

第11条 条例第7条第1項に規定する近隣住民に対する説明は、説明会の開催の方法により行わなければならない。

2 前項の規定により説明することが困難な近隣住民に対する説明は、戸別訪問その他区長が認める方法により行うものとする。

3 条例第7条第2項に規定する周辺住民に対する説明は、説明会の開催、戸別訪問その他区長が認める方法により行うものとする。

(説明すべき計画の内容)

第12条 条例第7条第1項の規定により説明会等により説明すべき計画の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者に関する事。
- (2) 敷地の所在地、形態、規模及び敷地内におけるペット火葬場等の位置並びに付近の土地利用の状況
- (3) 施設及び設備の内容並びにこれらの設計者
- (4) 工事に係る工期、工法及び作業方法並びに施工者
- (5) 事業内容及び管理に関する事。
- (6) 地域の生活環境に及ぼす影響及びその対策
- (7) その他ペット火葬場等の計画に関する事。

2 前項の規定は、条例第7条第2項の規定により説明会等を行う場合に準用する。

(説明会等の履行期限等)

第13条 条例第7条第1項の規定による近隣住民への説明会等は、標識を設置した日から10日以内に行わなければならない。

- 2 条例第7条第2項の規定による周辺住民の申出は、標識を設置した日から20日以内に行うものとする。
- 3 前項の申出は、口頭によることができるものとし、申出をした周辺住民への申請者による説明会等は、当該申出のあった日から10日以内に行わなければならない。

(説明会等の報告)

第14条 条例第7条第3項の規定による報告は、説明会等を行った日から7日以内に別記第4号様式の報告書を区長に提出して行わなければならない。

(協議の申出等)

第15条 条例第8条第1項の規定による申出は、標識を設置した日から40日以内に行うものとする。

- 2 前項の申出は、別記第5号様式の申出書を申請者に提出して行わなければならない。
- 3 前項の申出書の提出があったときは、提出のあった日から10日以内に協議を開始しなければならない。
- 4 条例第8条第2項の規定による報告は、協議を行った日から7日以内に別記第6号様式の報告書を区長に提出して行わなければならない。

(許可の申請等)

第16条 条例第9条第1項の規定による申請は、別記第7号様式の申請書に必要な書類等を添付して行うものとする。

- 2 前項の申請は、設置等に係る工事の着工前に行うものとする。
- 3 条例第9条第2項の規定による許可又は不許可の通知は、別記第8号様式の通知書により行うものとする。

(工事着工届等)

第17条 条例第11条第1項の規定による届出は、別記第9号様式の届書により行うものとする。

- 2 条例第11条第2項の規定による届出は、別記第10号様式の届書により行うものとする。

(廃止又は変更の届出)

第18条 条例第12条第1項の規定による届出は、別記第11号様式の届書により行うものとする。

- 2 条例第12条第2項又は第3項の規定による届出は、別記第12号様式の届書により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第19条 条例第13条第2項の規定による届出は、別記第13号様式の届書を提出して行うものとする。

(報告の徴収)

第20条 条例第14条の規定による報告は、別記第14号様式の報告書を提出して行うものとする。

(勧告)

第21条 条例第16条第1項又は第2項の規定による勧告は、別記第15号様式の勧告書により行うものとする。

(改善命令)

第22条 条例第17条の規定による改善命令は、別記第16号様式の命令書により行うものとする。

(許可の取消)

第23条 条例第18条の規定により許可を取り消したときは、別記第17号様式のお知らせにより当該許可者に通知するものとする。

(使用禁止命令)

第24条 条例第19条の規定により使用の禁止を命じるときは、別記第18号様式の命令書により行うものとする。

(公表)

第25条 条例第20条第1項及び第2項の規定による公表は、東京都板橋区役所構内掲示場へ掲示して行う。

2 前項の規定によるほか、区長は、必要があると認めるときは、板橋区広報、新聞紙への掲載その他適宜の方法により公表することができる。

付 則

- 1 この規則は、平成15年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前に事業者が第6条第1項に規定する手続を行い、若しくは工事に着手している場合又は施行日から起算して90日以内に事業者が同項に規定する手続を行い、若しくは工事に着手しようとする場合にあっては、当該ペット火葬場等に係る標識の設置期間は、同項の規定にかかわらず、施行日から当該ペット火葬場等の工事が完了した日までの間とする。

付 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 東京都板橋区ペット火葬場等の新設等に係る計画の事前公開等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年板橋区条例第12号)付則第3項の規定による規則で定めるものは、この規則による改正後の東京都板橋区ペット火葬場等の設置等に関する条例施行規則第3条に規定する変更とする。